

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2018年1月号〉



新年のご挨拶



重富 貴光

Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、また知的財産Newsletterをお読み頂きまして、誠に有難うございました。

本年も継続して本Newsletterを配信していく所存でございますので、日頃の皆様の知的財産に関する業務に少しでもお役立て頂ければ幸甚でございます。

弊所の知的財産プラクティスグループは、大阪・東京・名古屋を拠点に国内外の知財実務全般に豊富な経験を有する多数の弁護士が在籍し、専門的で高度なリーガルサービスを提供しております。[知的財産取引全般](#)、[不正競争](#)、[ライセンス・フランチャイズ](#)、また[知財争訟](#)にいたるまで幅広く取り扱っております。

旧年は、トムソンロイター社出版のAsian Legal Business (ALB) 2017年5月号のIP Rankings 2017において、弊所はJapan DomesticのPatents部門において高い評価(Tier 1)を得ました。またJapan DomesticのTrademarks/Copyright部門においても高い評価(Tier 2)を得ました。

年頭にあたり、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、本年も倍旧のお引き立ての程よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士法人大江橋法律事務所
パートナー弁護士 重富貴光

Contents

1 | 裁判の国際化とIT化



2 | 職務発明の相当対価請求権の時効消滅を認めた事例

東京地裁(29部)平成29年11月15日判決

3 | 発明の効果が予測し難い顕著なものではないと認定して
進歩性を認めなかった事例

知財高裁(4部)平成29年11月21日判決



4 | 特許法74条1項における発明者性の証明責任の所在について

大阪地裁(26部)平成29年11月9日判決



5 | 中国における知財法制立法動向: 十九大後の動きについて



6 | セミナー・執筆情報のご案内



裁判の国際化とIT化



平野 惠稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

1. 2017年10月30日～11月1日、初めての「国際知財司法シンポジウム 2017」が東京霞が関の弁護士会館で開催されました。1日目が最高裁・知財高裁・日弁連・知財ネット、2日目が法務省、3日目が特許庁、が主体となりアセアン+日中韓の裁判官や審判官、弁護士などが参加しました(シンポジウム全体のプログラム等は[こちら](#)から御覧いただけます)。

私は、1日目の日中韓シンガポールの4か国がそれぞれ模擬裁判を行う企画において日本の原告代理人弁護士をやり、その後、パネルディスカッションに参加しました。

詳しくは近々の判例タイムズで報告がある予定ですが、感想程度の報告をしておきます。模擬裁判では、共通の特許侵害事件を題材として、各国において原告代理人、被告代理人が弁論をし、裁判官が、書証、文書提出命令、検証、鑑定証人、証人の採否を決定するのですが、各国の裁判官の判断が大きく分かれました。

中国の裁判官は、すべてを採用しました。シンガポールの裁判官(最高裁判事です)は、文書提出命令は検証・鑑定証人・証人を調べた後に判断するとして留保し、検証、鑑定証人、証人はすべて採用しました。韓国の裁判官も1人の証人を除く検証、鑑定証人、証人を採用しました。ところが、日本の合議体は、書証とマニュアルの文書提出命令を認めた以外、検証、鑑定証人、証人のすべてを認めませんでした。

これには、それぞれ固有のバックグラウンドがあります。中国では提出される証拠が信用できない場合もあるのでできる限りの証拠を採用したい、シンガポールでは英米法の発想で、書証は全部伝聞である、直接証拠こそ証拠である、というものです。韓国は、裁判官が先輩たちに直接五感で確認しなければ真実がわからない、と教えられてきたからとのことでした。日本の裁判所は、検証で現場に行くよりもマニュアルの方が信頼性が高い(当たりはずれがない)、書証で効率的に審理でき、人

証を呼ぶほどのことはないという考えでしょう。なお、鑑定証人は鑑定書が提出されているため原告・被告代理人が申請すらしていませんでした(申請しても認められないことがわかっていますから)。

そうした中で、パネルディスカッションで各国のパネリストに囲まれると、私は被告席にいるような居心地の悪さを感じたのでした。おそらく日本の裁判は、他国に比べても、精度の高い判決がなされていると思いますが、書証中心に過ぎ、検証や人証を採用しないという点は反省しないといけません。知財訴訟でも、現場でこそ初めてわかることがある、反対尋問でこそ真実が明らかになる、という裁判の基本をもう少し大事にする、特に、適正手続には当事者の納得という面がありますから、国際化の中で、外国人の利用を考えるならば、より積極的ににならないといけなと強く思われました。

2. 10月30日から、政府官邸では、日本経済再生本部の下で、裁判手続等のIT化検討会が始まりました。米国では1996年から、シンガポールでは2000年から、ドイツでは2005年から、韓国では2010年から、イギリスでは2016年から裁判のIT化が始まっています。IT化は国際化と軌を一にした動きです。各国の仲裁機関や裁判所までもが使いやすさや実効性をアピールし、ユーザーを誘い込むような時代になってきました。日本の裁判もいろいろな面で進化していく必要があると感じます。



→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

職務発明の相当対価請求権の時効消滅を認めた事例

古庄 俊哉
Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

東京地裁(29部)平成29年11月15日判決(平成28年(ワ)第10147号)
裁判所ウェブサイト[ネットワークリアルタイムオークション方法相当対価請求事件][→ 裁判例はこちら](#)

本件は、被告Yの従業員であった原告Xが、Yの保有するネットワークリアルタイムオークション方法の特許(「本件特許」)に関し、Xは本件特許に係る発明(「本件発明」)の発明者であり、その特許を受ける権利をYに承継させたとして、Yに対し、平成16年改正前の特許法35条3項の規定による相当の対価の支払請求権(「本件対価請求権」)に基づき、相当の対価9000万円のうち1500万円等の支払を求めた事案です。

Xが遅くともYによる本件特許の出願(平成14年9月3日)までに、本件発明に係る特許を受ける権利を承継させたことについて当事者間に争いはなく、また、当該承継の当時、Yには、特許を受ける権利の承継に関する「勤務規則その他の定」は存在していませんでした。

裁判所は、Xの本件対価請求権について10年の時効期間が経過しており、Yによる消滅時効の援用の意思表示により本件対価請求権は時効消滅したと判断して、本件発明に係る相当の対価の額について判断をすることなくXの請求を退けました。

本件対価請求権の消滅時効の起算点について、裁判所は、Xは、遅くとも本件特許の出願までに、Yに対し、本件各発明に係る特許を受ける権利を承継させたものといえるから、本件対価請求権を「行使することができる時」(民法166条1項)は、遅くとも平成14年9月3日であって、同日を消滅時効の起算日と認めるのが相当であると判断しました。

この点、XがYを退職した後にYにおいて職務発明規程等(「本件各規程」)が制定されており、Xは、Yが、平成27年9月28日、本件発明について当該規程等を適用する旨の意思表示をしたことから、本件対価請求権の消滅時効の起算日は、本件各規程の実績報奨金の支給時期である「登録後の実施開始1年後」に相当する平成20年8月10日になる旨主張しました。しかし、裁判所は、Yが本件各規程を策定し、既に雇用関係がなくなったXに対して意思表示を一方的にし

たとしても、既に発生していた本件対価請求権が影響を受ける理由はないこと、また、Xは、XY双方の意思表示が合致したとの主張をしていないから、Xの上記主張は失当であるとして、消滅時効の起算点に関するXの主張を退けました。

また、Xは、Yの従業員であったBが、平成27年9月28日にXに電子メールを送付して、合計6万円を支払う旨の意思表示をしたところ、この6万円は本件対価請求権の一部であるから、Yは、上記意思表示により、本件対価請求権の支払債務を承認した等と主張しました。

しかし、裁判所は、本件訴え提起前のX・Y間の交渉、民事調停の経緯に関する事実関係を詳細に認定したうえで、本件対価請求権は、平成16年改正前の特許法35条3項に基づき発生する相当の対価の支払請求権であり、平成27年にYが策定した本件各規程に基づき発生したものではないから、Bが、Xに対し、本件各規程に基づき6万円をXに支払う用意がある旨が記載された電子メールを送付したこのみをもって、Yが本件対価請求権の支払債務を承認したものと評価することは困難であること、BがXに6万円の支払をする用意があると伝えたのは、その後の電子メールに「今回特別にお支払する6万円がXさんの特許に対する対応は完了とさせていただきます。」と記載されていることも考慮すると、本件発明に関するXY間の紛争を全て収束させるための解決金との趣旨で提案されたものとみるのが相当であることなどを理由に、BがXにメールを送付したことをもって、Yが本件対価請求権の支払債務を承認したと評価することはできないと判断しました。

本件は、平成16年改正前の特許法に基づく相当対価請求権の事案ではありますが、使用者と従業者との交渉の状況に鑑み、従業者が退職した後に制定された職務発明規程の適用の有無や使用者による相当対価支払債務の債務承認の成否等が争われた事案として参考になるものと思われます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

発明の効果が予測し難い顕著なものではないと認定して 進歩性を認めなかった事例



黒田 佑輝

Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)平成29年11月21日判決(平成29年(行ケ)10003号) 裁判所ウェブサイト[アレルギー性眼疾患用点眼剤事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、発明の名称を「アレルギー性眼疾患を処置するためのドキシペリン誘導体を含有する局所的眼科用処方物」とする発明(本件発明)について、特許庁が、無効審判において進歩性を認めたことに対し、請求人が提起した審決取消訴訟の判決であり、裁判所は、進歩性を否定しました。本件発明は、アレルギー性結膜炎の治療剤であり、その訂正後の請求項1(本件発明1)は「ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための局所投与可能な、点眼剤として調整された眼科用ヒト結膜肥満細胞安定化剤であって、治療的有効量の11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6, 11-ジヒドロジベンズ[b, e]オキセピン-2-酢酸またはその薬学的に受容可能な塩を含有する、ヒト結膜肥満細胞安定化剤」というものでした。

審決は、本件発明1と引用発明1の相違点については、当業者が容易に想到できるか又は単なる設計事項であることを前提としつつ、本件発明1の化合物(化合物A)は、優れた結膜肥満細胞安定化効果(高いヒスタミン放出阻害率)を有すること、また化合物Aのシス異性体が最大値のヒスタミン放出阻害率を奏する濃度の範囲が非常に広いことをもって、当業者が予測し得ない格別顕著な効果があるとして進歩性を肯定しました。

これに対して、判決は、進歩性の判断における顕著な効果の位置づけについて、「発明の容易想到性は、主引用発明に副引用発明を適用する動機付けや阻害要因の有無のほか、当該発明における予測し難い顕著な効果の有無等も考慮して判断されるべきものである。そして、当該発明の効果を考慮するに当たっては、その効果が明細書に記載されていること、又は、その効果は明細書に記載されていないが、明細書又は図面の記載

から当業者がその効果を推論できることが必要である」との一般論を示しました。

そのうえで、判決は明細書を検討し、化合物Aのシス異性体の濃度とヒスタミン放出阻害率の関係について、明細書に記載された実験結果の範囲で開示があることを認めました。被請求人は、明細書に記載されていない、より高い濃度での効果について、優先日後に行なわれた実験結果を提出していました。裁判所は、明細書の記載によっては、高い濃度での効果を示すことは開示されておらず、かつ当業者がそれを推論できたという根拠もないため、当該実験結果を顕著な効果の判断で参酌することはできないとしました。

判決は、こうした開示を前提として、優先日における技術水準について判断し、その時点で、化合物Aと同程度のヒスタミン放出阻害率を示す化合物が複数存在し、その中には2.5倍から10倍程度の濃度範囲にわたって高いヒスタミン放出阻害効果を維持する化合物が存在することを認定しました。そのうえで、裁判所は、明細書の記載だけを参酌すると顕著な効果があるとは認められないとし、さらに、仮に優先日後の実験結果を参酌したとしても顕著な効果は認められないとしました。このような判断の結果として、判決は、化合物Aを含むヒト結膜肥満細胞安定化剤のヒスタミン遊離抑制効果が、当業者にとって当時の技術水準を参酌した上で予測することができる範囲を超えた顕著なものであるということではできないと結論付けました。

本件は、進歩性における顕著な効果の有無を判断した一事例として参考となると考えられます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許法74条1項における発明者性の証明責任の所在について

松田 誠司
Seiji Matsuda

PROFILEはこちら

大阪地裁(26部)平成29年11月9日判決(平成28年(ワ)8468号)裁判所ウェブサイト[臀部拭き取り装置事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

従前、いわゆる冒認出願における真の権利者の救済方法に関し、生ゴミ処理装置事件最高裁判決¹によって、不当利得を根拠とする特許権の移転登録手続請求が認められる途が開かれましたが、その適用は権利者自ら特許出願を行った類型に限られると解されていました。その後、平成23年特許法改正において特許法74条が創設され、権利者自ら出願を行うか否かを問わず、特許権の移転登録請求権が明文上認められることになりました。

特許法74条1項の規定によれば、移転登録を請求するためには、①特許が38条の規定に違反してされたときまたは特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたときのいずれかに該当すること、及び②原告が「当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者」であること——発明者であることを主張立証する必要があるように思われますが、発明者性につき原告または被告のいずれが証明責任を負うのかについては争いがあります。

この点に関し、臀部拭き取り装置事件は、当事者間に技術提携契約及び被告が原告に対して被告の新商品開発に伴う事前調査等の業務を委託する旨の業務委託契約が存し、原告が被告に対し設計開発した装置を納品したが、その後、両者の関係は解消され、原被告それぞれ特許出願を行っていたという事案において次のとおり判示しました。

¹ 最判平成13年6月12日民集55巻4号793頁

まず、証明責任について、「(特許法74条1項)に基づく移転登録請求をする者は、相手方の特許権に係る特許発明について、自己が真の発明者又は共同発明者であることを主張立証する責任がある」と述べ、発明者であることは原告が証明すべき事実であることを明らかにしました。

さらに、「異なる者が独立に同一内容の発明をした場合には、それぞれの者が、それぞれがした発明について特許を受ける権利を個別に有することになる。このことを考慮すると、相手方の特許権に係る特許発明について、自己が真の発明者又は共同発明者であることを主張立証するためには、単に自己が当該特許発明と同一内容の発明をしたことを主張立証するだけでは足りず、当該特許発明は自己が単独又は共同で発明したもので、相手方が発明したものでないことを主張立証する必要があり、これを裏返せば、相手方の当該特許発明に係る特許出願は自己のした発明に基づいてされたものであることを主張立証する必要があると解するのが相当である」と判示し、特許発明が真の権利者のした発明に依拠することが必要であるとされました。

上記判示内容は、特許法74条1項の条文構造上、冒認出願等及び移転登録請求を行う者が発明者であることを積極的に位置付けていることからすれば自然な解釈ですが、無効審判において形式的には特許権者が証明責任を負うとされていることとのバランスをどのように考えるべきかは、今後議論を呼びそうです。

[→ contentsへ戻る](#)

中国における知財法制立法動向：十九大後の動きについて

松井 衡
Ko Matsui

PROFILEはこちら ▶

2017年10月の中国共産党第十九回全国代表大会（「十九大」）の政治報告は、習近平指導部2期目の課題である供給側構造改革の一環として起業とイノベーションを奨励し、またその手段として知的財産権の創出・保護・運用をさらに強化することを宣言しました。その運用を担当する北京知的財産権法院（裁判所）副院長である宋魚水氏は同報告について概要以下のコメント¹を出しました。

「（政治）報告が司法体制改革を重要視する理由には、中国社会の発展が加速し、裁判を通じた紛争解決の需要が増えるなかで、専門化する紛争の解決のために裁判官も素質を向上し正確に案件を処理する必要が高まっていることがある。（裁判所は）人民が個々の裁判において公正と正義を感じられるよう努力している。司法は社会に対する公開度を上げており、たとえば一部の典型案件を指導性判例として公開する制度も定着させた。

人民に（司法サービスにおける）安心を感じてもらうため、人民のために公正に貢献するための施策を行ってきた。司法へのアクセスを改善させる立案登記制度²では、受付当日の立案率は90%を超えている。杭州に設立されたインターネット裁判所などのように、インターネットは一般大衆に対し質の高い司法サービスを提供することに役立っている。司法改革の目標は、公正で効率が高く人民に奉仕する司法制度を確立することにある。裁判所、検察および公安は役割を分担し、相互に統一調整しつつ（憲法などが要請する人権保障のための権限分配等のもとで）役割を分担している。

eコマース産業の勃興等に応じた知的財産権紛争の多発への対応については、特許法などの法令（の改正）に加えて、北京、上海、広州の知的財産権裁判所を設立している。知的財産

権裁判所は、技術系の案件、とくに技術紛争や特許紛争の処理を重視して裁判官に専門性を持たせているほか、商標や著作権に専門性を持ったチームもある。裁判官に知識面からのサポートをするため特許の専門委員会を設置したほか、審判委員会のもとには特許小委員会があり、特許案件の難問について裁判官に研究成果とサポートを提供している。重要な改革として、技術調査官制度を設置して、多数の技術調査官が案件の事実認定を支援している。イノベーション型国家の建設においては、各ステークホルダー間の関係を重視し、中国および世界各国の主体のイノベーションを保護する制度を構築しつつある。」

宋副院長のコメントから、2017年春に最高人民法院から発表された指導性判例に示された内容と中国の裁判所による司法改革の方向性が軌を一にしていることがわかります。技術調査官制度を活用する判決も出てきており、技術系の訴訟を正確にかつ統一された基準で解決するための施策を導入する強い意向が示されました。さらに、知的財産権裁判所案件の過半を占める商標案件の解決を通じて、競争力の強化に資する中国発の自己ブランドの育成につながる環境を整備し、最終的には商品やサービスの改善を通じて消費者が利益を得ることを意図しているとの説明もあります。

本稿脱稿時点（2017年12月15日）において、十九大終了後に発表された知的財産権にかかる新しい法令草案や意見（意見聴取稿を含みます）には以下のものがあります。

（1）2017年11月5日に、国家知的財産権局は、[特許法の執行に関連した行政訴訟の提起にかかるガイドライン（試行）の意見聴取稿](#)を発表しました。これは、中国の特許制度の特徴である、行政機関を通じた特許権の保護措置申立への対応に

¹ <http://www.ciplawyer.cn/spgdzs/132629.jhtml?prid=223>等の内容も参照しました。

² 従前、裁判所における訴訟の受理基準が不透明であったのを改善するため、形式的な要件を満たす訴状を受理させ、直ちに訴訟登録システムへの登録を義務づけた制度

[次ページへ続く](#) ▶

かかる行政訴訟を対象とするものです。具体的には、行政機関が申立を受理しない場合や、行政機関が出した権利保護措置の内容に不服がある場合に当事者がそれを行政訴訟で争う手続を詳細に説明したガイドラインであり、行政手続を通じた権利保護措置を適法に執行させることを目的としていると解されます。

(2) 著作権法の改正については、2017年秋の全人代常務委員会において[著作権法の実施状況に関する状況報告への提案](#)が行われたのを受け、国家著作権局が引き続き[法の執行の改善をはかるという意見を表明](#)しています。同報告では、インターネットの発展にともない一般大衆が著作権をめぐる法律関係に関与することが普遍的になるなかで、著作権の権利関係を整理してより効率的な保護を行うことが課題とされています。一方で、その課題の一つとして、著作物の「創造」水準および法の運用水準を向上することで、著作権関連産業の健全な発展をはかるという、著作物の内容に触れるような課題を掲げたところに中国の政策の特徴が現れているのではないかと考えます。

(3) 2015年に発表された「中国製造2025」という製造業の強化にむけた総合産業政策を実施する施策が次々に実施されるなかで、製造技術とIT技術の融合に対応しつつ産業構造をイノベーション指向に改善する手段として、各地方の産業構造にあわせてデザイン産業、ソフトウェア産業や半導体産業を育成する予算を重点的に配分する[中国製造モデル区を創設する通知](#)があります。また、それと直接の関係はないものの、知的財産権の創造と産業における実施をサポートする政策を推進する[国家知的財産権モデル区を創設する通知](#)などが発表されています。

(4) 新しい医薬品の開発および上市制度について、新薬の承認について、従前の各医薬品の製造部分と販売(上市)部分の承認が不可分であった制度を、新薬登録を主要国の制度と同様の上市承認制度に変更する[医薬品登録管理弁法の意見聴取稿](#)が発表されました。

これらの新しい法令や政策については、今後、随時解説をしていく予定です。

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

 セミナーのご案内

大阪エリア

大阪弁護士会 大阪弁護士会知的財産法実務研究会 主催

「国際的観点からみた知的財産訴訟の実務とこれから
～設楽知財高裁前所長に聞く～」

日時 2018年1月16日(火)14時～16時30分

会場 大阪弁護士会館2階ホール

住所 大阪市北区西天満1-12-5

コーディネーター 重富貴光

詳細URL <http://www.ohebashi.com/jp/seminar/year/2017/post-586.php>

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。
セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

✉ IPnewsletter@ohebashi.com 執筆情報のご案内「展示会に出展された物品の形態に対する
不正競争防止法2条1項3号に基づく法的保護について
-スティック形状加湿器事件-」

掲載誌 知財管理 Vol 67 No.12 (No.804)

出版社 一般社団法人日本知的財産協会

発行年月 2017年12月

執筆者 重富貴光

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。